

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 固定資産税課税事務費			課長	
項	2. 徴税費	細事業名	2. 土地評価事務費				
目	2. 賦課徴収費	担当課・係	資産税課	(執行課: 資産税課)		担当	
						連絡先	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	44,077	要求									44,077
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策	まちづくりの推進に向けて / 成果と効率性を重視した行財政運営の推進 / 土地評価事務を適正に行います。								
	[土地の評価替えに関する業務]	施策体系コード	06-01-04-20-45			事業番号	92-1				
	固定資産(土地)の評価を適正に行うため、税法に基づき3年に1度、最新の土地の価格を算出するための不動産鑑定を委託し、鑑定評価価格をもとに固定資産(土地)評価のための路線価等を付設する。	総事業費	99,625千円				事業期間	平成18年度～平成22年度			
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
			4,000	44,500	7,000	0	44,125				
		(事業実施に関する根拠法令) 地方税法 佐倉市税賦課徴収条例									

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 平成24年度(基準年度)の評価替えに向け、価格調査基準日(平成23年1月1日)における宅地標準地等の不動産鑑定評価業務を行う。	(事業の目的) 地方税法第409条及び第388条第1項の規定により定められた固定資産評価基準に基づく、鑑定評価価格(評価調書)を取得する。	(事業の効果) 基準年度における評価替えにより、均衡のとれた適正な評価価格が得られ、税負担の公平に資することができる。
(事業実施上の問題点) 評価替えに要する事務量は多大なものであると共に、広域的価格バランスと地域要因性が極めて重要となる鑑定評価業務においては、専門的応用能力が必要とされる鑑定評価の事後的検証を行う職員の経験不足、スキル不足等から困難性が伴い、モニタリング・コストがかかるものと考えられる。	(前年度からの見直し点) 制限付き一般競争入札により実施する予定。	(見積についての特記事項) 平成22年度地価公示に係る鑑定評価料単価等を参考とする。